

# 上瀬谷広域防災拠点防災備蓄庫設置事業に関する サウンディング型市場調査

横浜市では、旧上瀬谷通信施設地区に防災備蓄庫の整備及びその運用に関する検討を進めています。

今回、事業者の皆さまとの「対話」を通じて、整備手法や運用方法について、民間事業者の皆様にご自由かつ実現可能なアイデアを広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の検討の参考としたいと考えますので、ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

## 1 対話参加の申込み（事前申込制）

対話への参加を希望される方は、以下の申請フォームよりお申し込みください。



(1) 申込期間 令和8年3月10日（火）～令和8年3月31日（火）

(2) 申込先

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3c6b3dab-a658-44c2-92ca-4d8343872646/start>

## 2 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

(1) 対話実施期間

令和8年4月20日（月）～令和8年4月24日（金） 各社 20～30分程度

(2) 場所

横浜市役所会議室

※集合場所等は後日御連絡します。

※オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお申出ください。

(3) 対象者（下記「5（5）参加除外条件」もあわせてご確認ください）

民間事業者等（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ）

### 3 対話の目的及び対象施設の概要

#### (1) 背景・目的

横浜市では、「横浜市地震防災戦略」に基づき、令和12年度の運用開始を目指して旧上瀬谷通信施設地区の防災・公園地区に、広域防災拠点の物資の流通拠点機能となる方面別備蓄庫（建築面積 4,000 m<sup>2</sup>相当）の整備を予定しています。

本施設では、発災時の物資の流通拠点機能を担うことに加え、平時の建物利用の可能性を検討しています。そのため、民間事業者の皆様の実現可能なアイデアや御意見をお伺いし、施設整備・維持管理・運営に関して公民連携手法の可能性を把握することを目的としています。

#### (2) 対象土地・施設の概要

所在地	瀬谷区瀬谷町の一部		
土地・延床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地：約 9,402.98 m<sup>2</sup>（旧上瀬谷通信施設地区の防災・公園地区の一部）</li> <li>・延床面積：約 4,000 m<sup>2</sup></li> </ul>		
建物の概要（想定）	構造：鉄骨造 階数：地上1階、地下0階 建築面積：約 4,000 m <sup>2</sup> 延床面積：約 4,000 m <sup>2</sup>		
都市公園法による制限	○公園施設 「教養施設（体験学習施設）」、「門、柵、管理事務所その他の管理施設」、「都市公園の効用を全うする施設（集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設）」に該当。（法2条第2項、令5条）		
	項目	法令等	内容
	建ぺい率	法4条、令6条第1項、第2項	建ぺい率2%以下 （「教養施設」、「備蓄倉庫、その他災害応急対策に必要な施設」の場合、10%以下）
	構造	令7条	安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。
	制限	令8条	保安上必要と認められる場所には、照明施設を設けなければならない。
その他	土壌汚染なし		

※配置図及び敷地平面図については、別紙のとおり。

### (3) 想定している条件等

#### ア 施設に関する条件

整備を予定している防災備蓄庫は、発災時の各区への補給物資の補充基地として、基本的な機能が求められており、施設の性質上、大規模災害時に広域防災拠点の物資の流通拠点機能を迅速・確実に発揮する必要があります。

発災時には、長時間の作業を行う必要があり、トイレや洗面等の設備、食事や仮眠等のスペースが必要です。平時においても備蓄品の更新等で、平均週2日程度、職員が利用します。

現時点で想定している施設構成は次のとおりです。

諸室		想定面積
主要部	備蓄倉庫（通路部分含む）	4,058 m <sup>2</sup>
共用部	事務室	40 m <sup>2</sup>
	休憩室	35 m <sup>2</sup>
	トイレ	15 m <sup>2</sup>
合計		4,148 m <sup>2</sup>

なお、令和12年度の運用開始（工事着工は令和10年度以降を想定）を目指しています。

#### イ 土地に関する条件

当該施設は、将来都市公園となる予定の敷地に、都市公園法第6条の占用許可を受けて設置する予定ですので、施設等の多目的化や複合化等の検討にあたっては、都市公園法の適用について考慮する必要があります。

#### ウ 備蓄に関する条件

当該施設では、下表の品目を備蓄することを想定しています。

なお、備蓄品の入替は、現時点では市が定期的に（半年に一回程度を想定）実施する予定です。（備蓄品の在庫管理や入替について、より効率的となるアイデアや御意見があれば、お聞かせください。後述4参照。）

##### 【現在の想定】

購入品目	備蓄量	必要スペース
飲料水・食料	約150万食	1,034 m <sup>2</sup>
栄養補助飲料	約50万本	167 m <sup>2</sup>
衛生維持用品（口腔ケア用品等）	約100万回分	80 m <sup>2</sup>
寝床・プライバシー確保用品	一式	1,391 m <sup>2</sup>
生活資機材	一式	1,327 m <sup>2</sup>
	合計	3,999 m <sup>2</sup>

#### エ 発災時の対応

発災時は、市及び基幹物流業者（協定締結業者）が各区への補給物資の配送を行います。

## 4 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です）

### （1）対話内容

主に次の項目について、前提条件を踏まえた御意見・御提案をお聞かせください。また、他都市での参考事例などがありましたら、あわせて御紹介ください。なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な御意見・御提案をお願いします。

ア 方面別備蓄庫の整備・維持管理について	
①	公民連携手法による整備等の可能性について、直接発注方式と比較したメリット・デメリットも含めて、御意見をお聞かせください。（手法の例：リース方式、PFI、民間企業の施設保有など）
②	整備費の概算額として、20～30億円程度を想定しています。機能面を落とさず、整備費を更に削減していく可能性などについて御意見をお聞かせください。 ※他都市における類似施設からの類推及び物価上昇を見込んだ額です。
イ 方面別備蓄庫の運用について	
①	民間収益施設の併設について、アイデアや御意見をお聞かせください。また、併設の場合の事業手法の想定もお聞かせください。（例：飲食店や防災備蓄品の販売店などの併設など）
②	備蓄品の在庫管理や入替・配送について、より効率的となるアイデアや御意見があれば、お聞かせください。
③	施設を活用した取組について、アイデアや御意見があればお聞かせください。（例：屋根への太陽光パネル設置や壁面公告、ネーミングライツの導入など）
ウ その他、事業実施に関する課題や御意見、アイデア、他都市での参考事例などがありましたら御紹介ください。	

### （2）対話の進め方

参加された皆様から上記項目に沿って御説明いただき、それを踏まえて、市側から質問をさせていただきます。一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

## 5 留意事項

### （1）参加及び対話内容の取扱

- ・対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。

### （2）対話に関する費用

- ・対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### （3）追加対話への協力

- ・必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際は、御協力をお願いします。

#### (4) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ・公表にあたっては、事前に参加事業者にも内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

#### (5) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

#### (6) 参考情報

横浜市地震防災戦略

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>

#### (7) 今後の想定スケジュール

現時点で想定しているスケジュール（事業者公募を行う場合）です。

今後変更となる可能性があります。

○令和 8 年度	公募要項の公表・事業者選定
○令和 9 年度	設計等（GREEN×EXPO2027開催期間）
○令和10年度	工事着手
○令和12年度	運用開始

## 6 連絡先

### 【上瀬谷広域防災拠点防災備蓄庫設置事業や質問項目に関すること】

連絡先 横浜市総務局地域防災課  
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
電話・FAX 045-671-2011／045-641-1677  
E-mail so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

### 【参加申込や当日の対応に関すること】

連絡先 横浜市政策経営局共創推進課  
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
電話・FAX 045-671-4395／045-663-3501  
E-mail ss-ppp@city.yokohama.lg.jp